

委員からの質問事項について

調査対象事業場数（実数）

業種	事業場数	構成比 (%)
合計	11,575	100
01 製造業	1,823	15.7
○食料品製造業	257	2.2
○一般機械器具、電気機械器具、輸送用 機械等製造業	262	2.3
○電気・ガス・水道業	354	3.1
02 鉱業	285	2.5
03 建設業	484	4.2
04 運輸交通業	1,377	11.9
○鉄道・軌道・水運・航空業	444	3.8
○道路旅客運送業	457	3.9
○道路貨物運送業・その他の運輸交通業	476	4.1
05 貨物取扱業	380	3.3
08 商業	1,796	15.5
○小売業	520	4.5
○理美容業	333	2.9
09 金融広告業	499	4.3
10 映画・演劇業	384	3.3
11 通信業	467	4.0
12 教育・研究業	509	4.4
13 保健衛生業	1,277	11.0
○医療保健業	493	4.3
○社会福祉施設	465	4.0
14 接客娯楽業	1,301	11.2
○旅館業	449	3.9
○飲食店	425	3.7
15 清掃・と畜業	479	4.1
その他の事業	514	4.4

業種別雇用者数の推移

＜労働力調査＞

【平成17年】

(単位:万人)

日本産業標準分類	産業計	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	鉱業	建設業	運輸業	卸売・小売業	不動産業
雇用者数	4796	1058	25	3	458	295	971	63
割合(%)	(100%)	22.06%	0.52%	0.06%	9.55%	6.15%	20.25%	1.31%

日本産業標準分類	金融・保険業	情報通信業	飲食店、宿泊業	(H19改定により新設)	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業	(H19改定により新設)
雇用者数	149	167	259	-	115	435	38	717	-
割合(%)	3.11%	3.48%	5.40%	-	2.40%	9.07%	0.79%	14.95%	-



【平成24年】

日本産業標準分類	産業計	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	不動産業、物品賃貸業
実態調査結果業種分類との主な対応		01製造業		02鉱業	03建設業	04運輸交通業 05貨物取扱業	08商業	
雇用者数	4952	980	23	3	411	322	938	97
割合(%)	(100%)	19.79%	0.46%	0.06%	8.30%	6.50%	18.94%	1.96%

日本産業標準分類	金融業、保険業	情報通信業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業	学術研究、専門・技術サービス業
実態調査結果業種分類との主な対応	09金融広告業	11通信業	14接客娯楽業	14接客娯楽業 10映画・演劇業	12教育・研究業	13保健衛生業	15清掃・と畜業 その他		その他
雇用者数	159	180	307	181	120	597	47	408	144
割合(%)	3.21%	3.63%	6.20%	3.66%	2.42%	12.06%	0.95%	8.24%	2.91%

- ※1 雇用者数は、総務省「労働力調査」年報ベースの数値の各産業の雇用者から官公を除いたもの。
- ※2 日本産業標準分類と平成25年度労働時間等総合実態調査結果の業種分類との主な対応関係について整理した。
- ※3 網掛けの業種については、業種分類の変更（詳細は次々頁参照）に伴い、下位の分類に大きな移動があることに留意が必要。
- ※4 「産業計」は、農林業、漁業、公務等を除いたもの。

パートタイム比率の推移 <毎月勤労統計調査>

【平成17年】

日本産業標準分類	産業計	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	鉱業	建設業	運輸業	卸売・小売業	不動産業	
パートタイム比率	25.34%	13.59%	3.16%	4.59%	4.39%	11.32%	41.55%	13.87%	
日本産業標準分類	金融・保険業	情報通信業	飲食店、宿泊業	(H19改定により新設)	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業	(H19改定により新設)
パートタイム比率	7.37%	9.78%	67.49%	-	21.62%	23.56%	24.61%	25.90%	-



【平成24年】

日本産業標準分類	産業計	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	不動産業、物品賃貸業	
実態調査結果業種分類との主な対応		01製造業		02鉱業	03建設業	04運輸交通業 05貨物取扱業	08商業		
パートタイム比率	28.77%	12.71%	4.71%	4.32%	5.20%	18.42%	41.94%	23.48%	
日本産業標準分類	金融業、保険業	情報通信業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業	学術研究、専門・技術サービス業
実態調査結果業種分類との主な対応	09金融広告業	11通信業	14接客娯楽業	14接客娯楽業 10映画・演劇業	12教育・研究業	13保健衛生業	15清掃・と畜業 その他		その他
パートタイム比率	12.11%	6.61%	75.43%	42.31%	26.18%	28.53%	15.23%	32.22%	8.7%

※1 パートタイム比率は厚生労働省「毎月勤労統計調査」より年報ベースの数値を集計したものであり、毎月勤労統計調査における常用労働者について常時労働者5人以上事業場を対象としている。

※2 日本産業標準分類と平成25年度労働時間等総合実態調査結果の業種分類との主な対応関係について整理した。

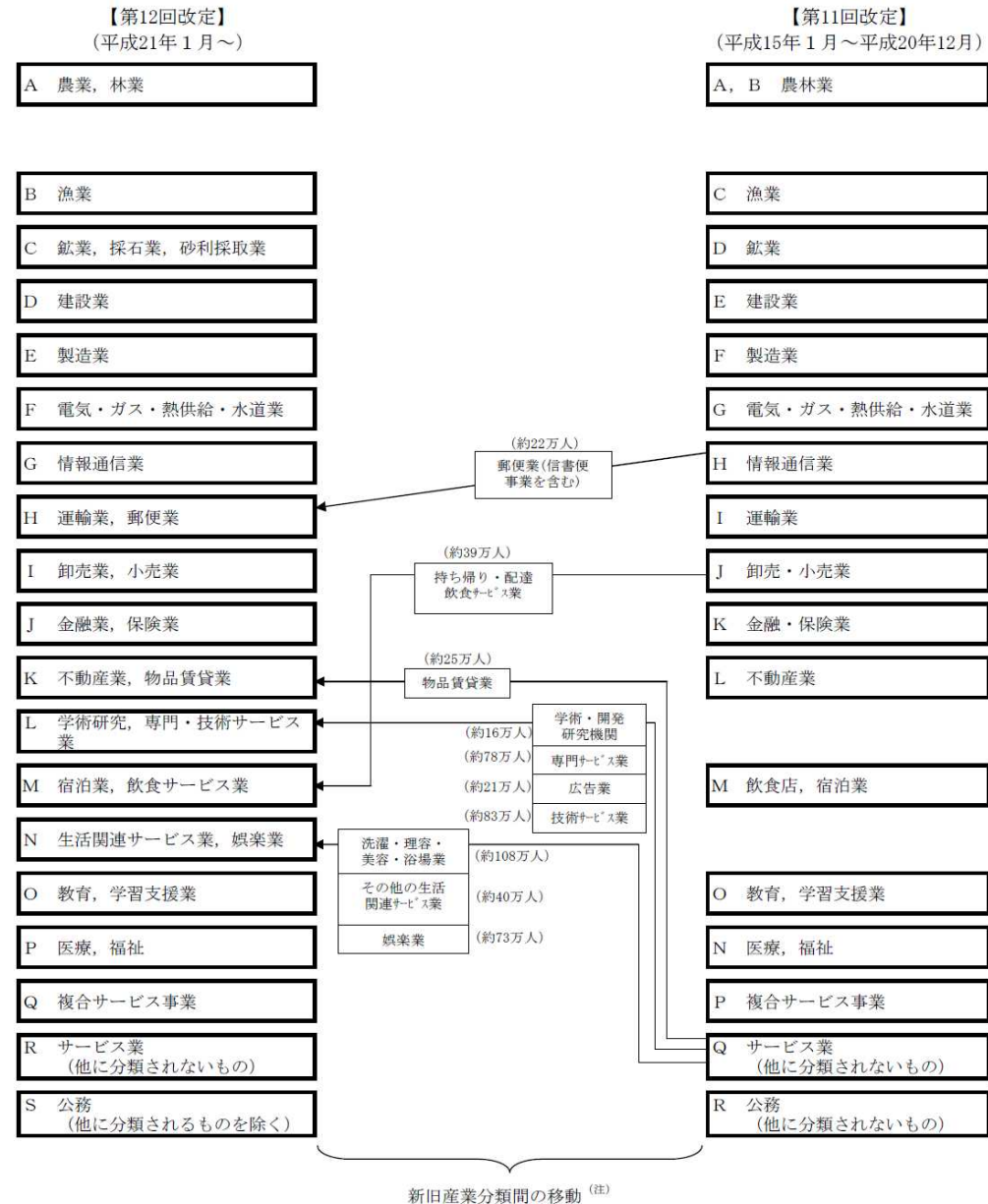
※3 網掛けの業種については、業種分類の変更（詳細は次頁参照）に伴い、下位の分類に大きな移動があることに留意が必要。

※4 「産業計」は、農林業、漁業、公務等を除いたもの。

＜主な業種分類の変更＞

- 平成19年の日本標準産業分類の改定に伴い、右図のとおり、
 - ① 「サービス業」のうち「学術研究，専門・技術サービス業」や「生活関連サービス」が細分化され大分類として新設
 - ② 「物品賃貸業」と「不動産業」とが、「不動産業、物品賃貸業」に再編
 - ③ 「卸売・小売業」のうち「持ち帰り・配達飲食サービス業」が「宿泊業、飲食サービス業」に移動

- 日本郵政公社が平成19年10月1日に、民営・分社化されたことに伴い、「複合サービス事業」から「運輸業，郵便業」、「金融業，保険業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」へ移動。
- 平成24年10月1日に、郵便事業株式会社、郵便局株式会社が統合し、日本郵便株式会社となったことに伴い、主に「運輸業、郵便業」から「複合サービス事業」へ移動。



(注) 産業間の移動については主なものだけを記載。
 なお、()内は分類変更に伴い移動するとみられる就業者数（平成20年1月分について試算）。

週労働時間別雇用者等の推移

週の労働時間が60時間以上の者の割合は、全体では近年低下傾向で推移し、1割弱となっているが、30代男性では18.2%と、以前より低下したものの高水準で推移している。

	平成16年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
週60時間以上の者	639万人	491万人	502万人	476万人	490万人
	12.2%	9.2%	9.4%	9.3%	9.1%
週35時間以上 週60時間未満の者	3354万人	3377万人	3383万人	3227万人	3412万人
	64.0%	63.6%	63.6%	63.2%	63.7%
週35時間未満の者	1237万人	1431万人	1414万人	1385万人	1436万人
	23.6%	26.9%	26.6%	27.1%	26.8%
合 計	5243万人	5313万人	5317万人	5105万人	5359万人

30代男性で週労働時間60時間以上の者

	平成16年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
30代男性で週60時 間以上の者	200万人	150万人	153万人	141万人	144万人
	23.8%	18.0%	18.7%	18.4%	18.2%

※ 資料出所：総務省「労働力調査」(平成23年は岩手県、宮城県及び福島県を除く)

※ 上の表は雇用者についてのもの。ただし、「30代男性で週労働時間60時間以上の者」については、統計上の制約から、雇用者のみの数値が得られないため、下の表は雇用者だけでなく自営業主と家族従業者を含んだ就業者数により作成。

週労働時間60時間以上の雇用者等(内訳)

【男女別・年代別】

	平成16年		平成24年	
	就業者に占める割合	週35時間以上就業者に占める割合	就業者に占める割合	週35時間以上就業者に占める割合
雇用者計※	12.2%	[16.0%]	9.1%	[12.6%]
男性	18.5%	[21.5%]	14.2%	[16.9%]
20～29歳	17.6%	[21.0%]	12.6%	[15.6%]
30～39歳	23.8%	[25.8%]	18.2%	[20.0%]
40～49歳	21.7%	[23.5%]	17.5%	[19.1%]
50～59歳	16.2%	[18.1%]	12.9%	[14.5%]
60歳～	11.0%	[16.5%]	8.2%	[12.7%]
女性	5.9%	[14.3%]	3.5%	[6.4%]
20～29歳	4.9%	[7.6%]	4.4%	[6.2%]
30～39歳	5.2%	[7.3%]	3.2%	[5.4%]
40～49歳	4.2%	[7.8%]	3.0%	[5.7%]
50～59歳	5.6%	[10.5%]	3.2%	[6.2%]
60歳～	6.3%	[12.0%]	4.3%	[10.2%]

【従業者規模別】

	平成16年		平成24年	
	雇用者に占める割合	週35時間以上雇用者に占める割合	雇用者に占める割合	週35時間以上雇用者に占める割合
雇用者計	12.2%	[16.0%]	9.1%	[12.6%]
従業者規模				
1～9人	13.0%	[18.3%]	9.9%	[14.8%]
10～29人	11.9%	[16.1%]	9.3%	[13.5%]
30～99人	12.6%	[16.4%]	9.4%	[13.0%]
100～499人	13.0%	[16.5%]	8.8%	[11.5%]
500人～	12.8%	[16.4%]	8.9%	[11.9%]

※資料出所:総務省「労働力調査」

※【男女別・年代別】については、統計上の制約から自営業者・家族従業者を含んだ就業者数により作成(「雇用者計」については雇用者数による数値)。

※「従業者規模」については企業単位での従業者数による。

週労働時間60時間以上の雇用者(内訳)

＜カッコ書きは、週労働時間35時間以上雇用者に占める割合＞

【従業者規模別】

		平成16年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
雇用者計		12.2% (16.0%)	10.0% (13.5%)	9.2% (12.7%)	9.4% (12.9%)	9.3% (12.9%)	9.1% (12.6%)
従業者規模							
	1～9人	13.0% (18.3%)	10.9% (15.9%)	10.3% (15.3%)	10.6% (15.8%)	10.4% (15.6%)	9.9% (14.8%)
	10～29人	11.9% (16.1%)	10.0% (14.1%)	9.4% (13.5%)	9.6% (13.9%)	9.6% (13.9%)	9.3% (13.5%)
	30～99人	12.6% (16.4%)	10.3% (13.8%)	9.5% (13.0%)	9.8% (13.3%)	9.7% (13.3%)	9.4% (13.0%)
	100～499人	13.0% (16.5%)	9.9% (13.0%)	9.1% (12.1%)	9.4% (12.3%)	9.0% (11.9%)	8.8% (11.5%)
	500人～	12.8% (16.4%)	9.7% (13.0%)	8.7% (11.7%)	8.8% (11.7%)	8.8% (11.8%)	8.9% (11.9%)

※資料出所:総務省「労働力調査」

※平成23年は岩手県、宮城県及び福島県を除く。

○業種別週労働時間60時間以上の雇用者割合

	平成19年	平成24年	増減(ポイント)
非農林業雇用者計	10.3%	9.1%	-1.2%
鉱業、採石業、砂利採取業	0.0%	0.0%	0.0%
建設業	12.9%	13.6%	0.7%
製造業	8.8%	7.2%	-1.6%
電気・ガス・熱供給・水道業	3.1%	6.5%	3.4%
情報通信業	12.6%	12.4%	-0.2%
運輸業、郵便業	20.7%	18.9%	-1.8%
卸売業、小売業	11.6%	9.5%	-2.1%
金融業、保険業	8.2%	7.1%	-1.1%
不動産業、物品賃貸業	12.2%	10.3%	-1.9%
学術研究、専門・技術サービス業	13.1%	11.7%	-1.4%
宿泊業、飲食サービス業	12.5%	9.8%	-2.7%
生活関連サービス業、娯楽業	11.6%	10.5%	-1.1%
教育、学習支援業	9.7%	11.2%	1.5%
医療、福祉	4.5%	4.1%	-0.4%
複合サービス事業	5.8%	4.3%	-1.5%
サービス業 (他に分類されないもの)	6.6%	6.1%	-0.5%

※資料出所:総務省「労働力調査」

※雇用者のうち、休業者を除いた者の総数に占める割合

※平成19年度の数値は、日本産業標準分類の変更(第12次改定)にあわせて遡及して計算されたもの

特別条項付き時間外労働に関する労使協定において定める特別延長時間別の法定時間外労働の実績

○1箇月について（一般労働者）（最長の者）

事業場割合（％）

法定時間外労働の実績		45時間以下									45時間超						平均 (時間: 分)	
		計	10時 間以 下	10時 間超 15時 間以 下	15時 間超 20時 間以 下	20時 間超 25時 間以 下	25時 間超 30時 間以 下	30時 間超 35時 間以 下	35時 間超 40時 間以 下	40時 間超 45時 間以 下	45時 間超 50時 間以 下	50時 間超 60時 間以 下	60時 間超 70時 間以 下	70時 間超 80時 間以 下	80時 間超 100時 間以 下	100時 間超		
1箇月の特別延長時間	合計	100.0	77.4	19.9	6.2	6.9	9.8	9.3	6.6	9.6	9.0	4.9	6.6	3.5	3.1	2.8	1.8	32:25
	45時間超50時間以下	(2.3)	91.6	29.3	2.1	1.3	9.9	25.6	4.2	3.2	15.9	1.6	5.1	0.3	1.1	0.1	0.1	24:13
	50時間超60時間以下	(23.5)	88.8	22.2	8.9	9.1	12.9	10.4	8.0	8.8	8.6	2.5	4.2	0.6	0.5	3.0	0.5	26:26
	60時間超70時間以下	(14.8)	78.3	18.0	8.5	6.2	15.0	9.1	5.8	8.1	7.6	4.0	8.3	5.2	1.3	1.6	1.3	31:19
	70時間超80時間以下	(36.2)	71.5	23.3	3.7	7.9	5.8	8.2	6.6	7.2	8.8	7.5	5.2	4.6	5.1	2.8	3.3	34:27
	80時間超100時間以下	(16.0)	73.4	15.0	1.4	2.4	13.0	11.1	6.7	12.8	11.2	4.3	9.0	3.8	4.7	3.6	1.1	36:47
	100時間超	(5.5)	70.6	8.4	14.7	7.1	0.5	4.1	4.8	22.0	8.9	2.1	11.8	5.4	3.0	4.8	2.3	38:48

注1) 括弧内の数値は、特別条項付き時間外労働に関する労使協定において1箇月の特別延長時間の定めがある事業場の1箇月の特別延長時間別の事業場割合を示す（「平成25年度労働時間等総合実態調査結果」表18）

注2) 1箇月の特別延長時間について「45時間以下」の事業場もあるが極めて少数（定めがあるうちの1.6%）であるため、割愛した。

特別条項付き時間外労働に関する労使協定において定める特別延長時間別の法定時間外労働の実績

○1箇月について（一般労働者）（平均的な者）

事業場割合（％）

法定時間外労働の実績		45時間以下									45時間超						平均 (時間: 分)	
		計	10時 間以 下	10時 間超 15時 間以 下	15時 間超 20時 間以 下	20時 間超 25時 間以 下	25時 間超 30時 間以 下	30時 間超 35時 間以 下	35時 間超 40時 間以 下	40時 間超 45時 間以 下	45時 間超 50時 間以 下	50時 間超 60時 間以 下	60時 間超 70時 間以 下	70時 間超 80時 間以 下	80時 間超 100時 間以 下	100時 間超		
1箇月の特別延長時間	合計	100.0	97.8	46.7	9.9	11.6	10.1	7.1	3.6	3.8	5.0	1.0	0.7	0.2	0.2	0.1	0.0	15:06
	45時間超50時間以下	(2.3)	100.0	65.2	3.0	4.6	9.7	16.9	0.1	0.1	0.3	-	-	-	-	-	-	9:21
	50時間超60時間以下	(23.5)	98.9	54.7	11.9	9.4	12.3	2.6	2.0	3.6	2.4	0.7	0.1	0.1	0.2	-	-	12:14
	60時間超70時間以下	(14.8)	97.4	49.2	11.2	6.5	11.9	10.9	2.9	1.0	3.7	1.8	0.5	0.0	-	0.3	-	14:20
	70時間超80時間以下	(36.2)	97.1	47.2	8.9	12.2	8.8	6.7	4.1	3.1	6.1	0.9	1.1	0.2	0.6	0.2	0.1	15:16
	80時間超100時間以下	(16.0)	97.8	33.3	10.2	15.3	9.1	11.0	2.6	6.9	9.3	1.3	0.6	0.3	0.0	0.0	0.0	19:07
	100時間超	(5.5)	96.8	34.7	2.7	18.8	8.3	5.3	14.6	9.7	2.6	0.2	2.3	0.6	-	0.1	-	19:22

注1) 括弧内の数値は、特別条項付き時間外労働に関する労使協定において1箇月の特別延長時間の定めがある事業場の1箇月の特別延長時間別の事業場割合を示す（「平成25年度労働時間等総合実態調査結果」表18）

注2) 1箇月の特別延長時間について「45時間以下」の事業場もあるが極めて少数（定めがあるうちの1.6%）であるため、割愛した。

特別条項付き時間外労働に関する労使協定において定める特別延長時間別の法定時間外労働の実績

○1年について（一般労働者）（最長の者）

事業場割合（％）

法定時間外労働の実績		360時間以下								360時間超						平均 (時間: 分)	
		計	100時 間以 下	100時 間超 150時 間以 下	150時 間超 200時 間以 下	200時 間超 250時 間以 下	250時 間超 300時 間以 下	300時 間超 330時 間以 下	330時 間超 360時 間以 下	360時 間超 400時 間以 下	400時 間超 500時 間以 下	500時 間超 600時 間以 下	600時 間超 800時 間以 下	800時 間超 1000 時間 以下	1000 時間 超		
1年の特別延長時間	合計	100.0	63.3	20.5	6.2	8.1	8.9	8.3	5.1	6.1	5.9	14.9	6.5	7.1	1.0	1.3	311:34
	360時間超400時間以下	(1.4)	81.6	11.8	5.0	9.6	12.1	28.3	5.7	9.2	2.1	8.6	6.8	0.8	-	0.1	276:51
	400時間超500時間以下	(16.9)	76.5	25.4	11.7	12.4	16.2	4.4	1.6	4.8	3.1	17.0	0.9	1.8	0.1	0.6	228:54
	500時間超600時間以下	(19.7)	70.4	25.7	6.1	5.5	9.7	10.5	6.3	6.4	4.4	12.3	7.5	3.5	0.9	1.0	279:40
	600時間超800時間以下	(42.9)	54.8	18.1	6.1	7.4	6.4	6.3	5.1	5.5	8.6	14.1	8.4	10.4	1.6	2.1	351:44
	800時間超1000時間以下	(13.8)	57.8	5.8	1.1	9.4	9.1	13.4	8.3	10.7	5.0	19.0	6.5	10.8	0.5	0.5	366:26
	1000時間超	(1.2)	16.6	4.4	1.1	0.6	-	9.9	0.2	0.4	2.6	53.1	21.1	1.5	1.2	3.9	467:31

注1) 括弧内の数値は、特別条項付き時間外労働に関する労使協定において1年の特別延長時間の定めがある事業場の1年の特別延長時間別の事業場割合を示す（「平成25年度労働時間等総合実態調査結果」表19）

注2) 1年の特別延長時間について「360時間以下」の事業場もあるが極めて少数（定めがあるうちの4.1%）であるため、割愛した。

特別条項付き時間外労働に関する労使協定において定める特別延長時間別の法定時間外労働の実績

○1年について（一般労働者）（平均的な者）

事業場割合（％）

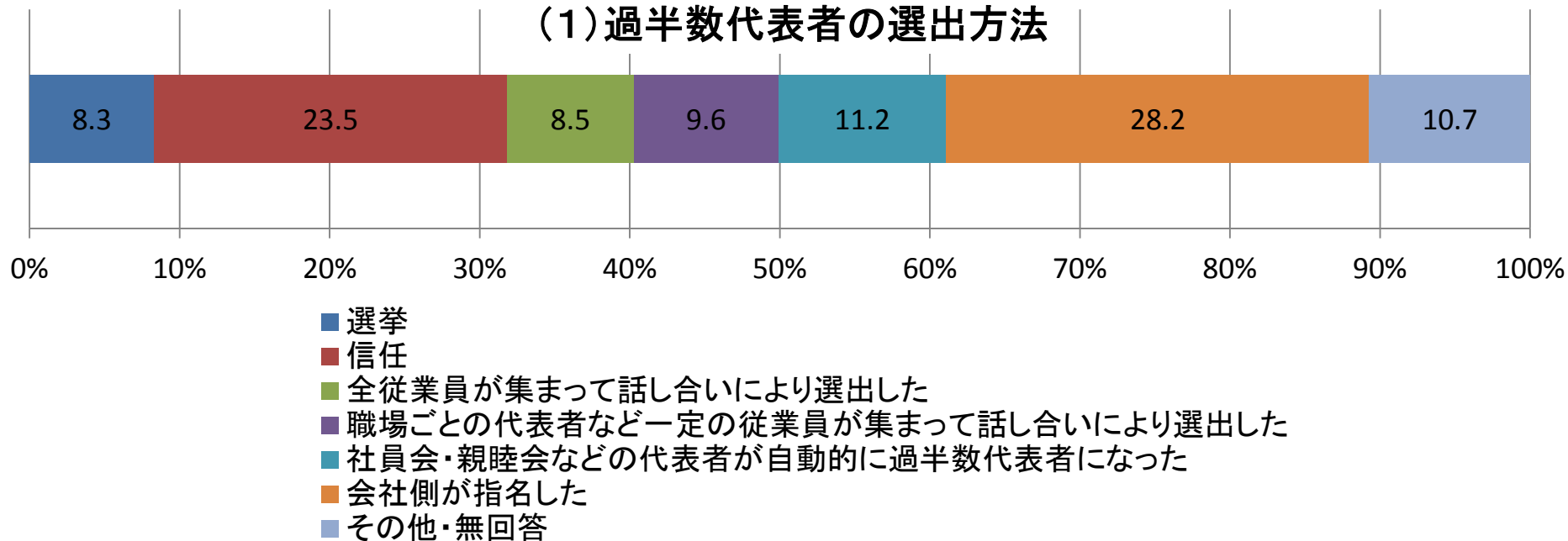
法定時間外労働の実績		360時間以下								360時間超						平均 (時間: 分)	
		計	100時 間以 下	100時 間超 150時 間以 下	150時 間超 200時 間以 下	200時 間超 250時 間以 下	250時 間超 300時 間以 下	300時 間超 330時 間以 下	330時 間超 360時 間以 下	360時 間超 400時 間以 下	400時 間超 500時 間以 下	500時 間超 600時 間以 下	600時 間超 800時 間以 下	800時 間超 1000 時間 以下	1000 時間 超		
1年の特別延長時間	合計	100.0	88.7	43.5	11.3	10.4	9.2	7.0	3.2	4.1	2.3	3.5	3.6	1.6	0.2	0.1	165:21
	360時間超400時間以下	(1.4)	100.0	43.7	19.5	2.8	0.8	33.2	-	-	-	-	-	-	-	-	142:41
	400時間超500時間以下	(16.9)	98.2	54.0	18.0	7.1	9.6	2.1	2.6	4.8	1.0	0.8	0.0	0.0	0.0	-	110:08
	500時間超600時間以下	(19.7)	91.2	54.3	8.5	9.7	8.8	5.4	2.2	2.4	1.4	2.8	4.0	0.4	0.0	0.2	133:00
	600時間超800時間以下	(42.9)	86.0	40.1	9.7	12.9	9.2	7.4	2.5	4.3	2.4	3.6	6.5	1.2	0.3	-	180:38
	800時間超1000時間以下	(13.8)	83.7	22.2	10.9	10.2	11.6	13.5	8.5	6.8	5.5	3.4	0.5	6.6	0.0	0.2	236:55
	1000時間超	(1.2)	35.4	11.5	4.5	9.1	6.2	1.7	2.3	0.0	3.7	56.2	0.7	0.7	3.4	-	342:51

注1) 括弧内の数値は、特別条項付き時間外労働に関する労使協定において1年の特別延長時間の定めがある事業場の1年の特別延長時間別の事業場割合を示す（「平成25年度労働時間等総合実態調査結果」表19）

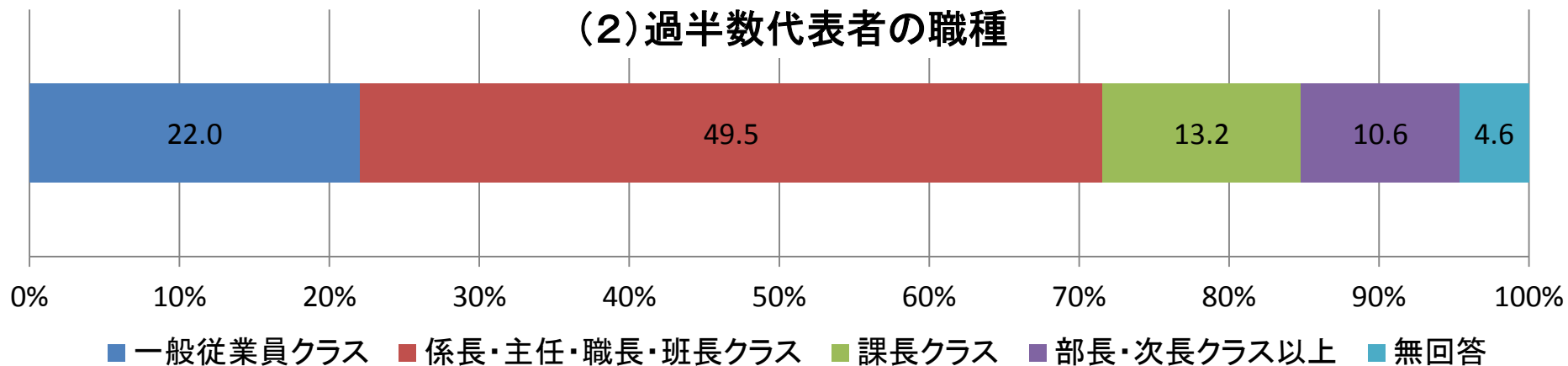
注2) 1年の特別延長時間について「360時間以下」の事業場もあるが極めて少数（定めがあるうちの4.1%）であるため、割愛した。

過半数労働組合のない事業場における過半数代表者の実態について (従業員規模1,000人未満の企業)

(1) 過半数代表者の選出方法



(2) 過半数代表者の職種



注) 「過半数代表者」とは、過半数労働組合のない事業場における時間外・休日労働協定等の当事者である労働者の過半数を代表する者をいう。

本調査では、協定の従業員側当事者が「過半数代表者」であるのが全体の60.1%、「過半数組合」であるのが11.4%、協定を締結していないのが22.4%となっている。

資料) 独立行政法人労働政策研究・研修機構「中小企業における労使コミュニケーションと労働条件決定」(平成19年10月)。調査は、従業員規模1,000人未満の企業からの抽出調査によるもの。12,000社を対象に郵送調査法にて実施し、2,440社から回答(回答率20.3%)。

裁量労働制の導入事業場について

調査事業場数

- 専門業務型：1016 事業場（届出事業場の約 13%）
- 企画業務型：756 事業場（届出事業場の約 33%）

【参考 1】協定等の届出件数（平成 24 年 1 月～12 月分）

- 専門業務型裁量労働制に関する協定届：7805 件
- 企画業務型裁量労働制に関する決議届：2295 件

（※）専門業務型裁量労働制に係る労使協定及び企画業務型裁量労働制に係る労使委員会の決議の有効期間について、「3 年以内とすることが望ましい」とされていることから、上記件数以外もあり得る。

なお、企画業務型裁量労働制については、労働者の健康・福祉確保措置等に係る報告（6 ヶ月以内ごとに 1 回）件数が 4,597 となっている。

【参考 2】裁量労働制の導入企業割合 ※厚生労働省「平成 24 年就労条件総合調査結果」

- 専門業務型：2.3%
- 企画業務型：0.7%